

※非公開議事は一般には公開せず、内部資料に止めます。

令和5年度第1回平塚市文化財保護委員会 会議録	
日 時 令和5年7月4日(火) 午後2時から4時まで	場 所 市役所本館2階 218会議室
出席者 10人〔傍聴人 0人〕 委 員：近藤委員長、吉田(英)副委員長、吉田(鋼)委員、小川委員、薄井委員、丸島委員 事務局：田中課長、中嶋課長代理、五十嵐主査、中村主事 (事務局) 挨拶 (事務局) 資料確認	
1 報告事項 (1) 令和4年度の文化財保護事業について(資料1) 【公開】 (委員長) 報告事項(1)の令和4年度の文化財保護事業について事務局より説明願いたい。 【資料1に基づき、事務局より説明】 はじめに文化財保護委員の名簿について、昨年度は4月から鈴木建人委員に地域史を担っていたが、都合により令和4年6月で退任された。その後、令和4年8月に丸島隆雄委員が着任されたため、8名の委員の名前を記載している。 令和4年度の文化財保護事業は、文化財2件の新指定、有形文化財の調査、北金目神社の消防訓練、厚木市での「第50回相模人形芝居大会」の開催、旧横浜ゴム平塚製造所記念館の管理および「文化・歴史講座」の実施、埋蔵文化財では試掘・本調査及び報告書の刊行などを行った。また、遺物の展示や貸出を実施し、文化財の活用を図った。 (委員長) 資料1について説明があった。この件に関して確認をしたいこと、質問、提案、提言はあるか。 (委員) 補助金等交付について、令和4年度は有形文化財に対して補助金交付が4件とある。以前はすべての所有者に交付していたが、なぜ補助金を交付していない文化財があるのか。 (事務局) 案内は各所有者すべてに出している。申請があった団体のみに交付している。 (委員) 申請が少ない理由は把握しているか。補助金を使用できる費目が限られているのでは。 (事務局)	

※非公開議事は一般には公開せず、内部資料に止めます。

申請するのにあたり、必要書類を揃えるなど、手間がかかると思われているのかもしれない。案内の際には、清掃費や機械警備等、該当項目を明らかにしている。

(委員長)

所有者からすると、申請するのに不都合があるのではないか。所有者の中で何か要望等あれば、確認して状況や内容を変えていくべき。

(事務局)

指定文化財の状態確認していく中で、補助金申請が出てこない理由等も確認したい。

(委員)

以前はすべての文化財所有者に補助金を交付していたが、現在はそのような事務を行っているところも少ない。文化財所有者や地域住民の文化財に対する認識を変えていくことが必要。公共物となることで、貴重なものであるという認識を地域住民に持ってもらい、補助金を公開のために活用してもらいたい。管理者とその周りの地域住民に自分たちの守ってきた文化という自覚を持ってもらうことが必要。東京都の文化財ウィークが好例である。

(委員)

以前は平塚市でも文化財の特別公開を毎年行っていた。平塚の文化財を地域の方に知ってもらう機会になるので積極的な実施を検討してほしい。

(委員長)

有形文化財の調査について、調査者である各委員から説明を求める。

(委員)

大神寄木神社のそばにある神田寺（旧観音寺）所蔵の仏像を調査した。平成21年に仏像修理が行われており、その報告書により仏像内部の様子を確認できた。将来的には市指定文化財の候補になりうると考えている。

(副委員長)

平塚市博物館にて「絹本着色 観世音菩薩三十三身曼荼羅」及び「十一面観音菩薩像」の調査を実施した。「十一面観音菩薩像」は退色もあり修復が必要である。博物館に所蔵されているとみられる「阿弥陀三尊來迎図」と同一筆者の可能性もあり調査が必要。早期に現物を確認したい。

個人所有の絵画調査については、高齢の方が大切に保管されている絵画を調査した。指定文化財とはならないが、資料としての価値があるため、博物館と連携をして保管していただきたい。

(事務局)

平成11年以降、博物館寄贈品コーナーでの近世絵画の展示はしていないようだ。改めて博物館での展示も含めて考えていきたい。

(委員)

美術館で歴史美術の担当者を一人でも確保することはできないか。人的措置があれば美

※非公開議事は一般には公開せず、内部資料に止めます。

術館の収蔵庫で管理を任せられる。収蔵庫は博物館より美術館の方が広い。今後、文化財を所有者だけでは持ちきれなくなり、市民の財産として市が預かることが出てくるだろう。市役所全体で考えていくべきであり、市長や教育長も考えるべきことなので、担当課から積極的に伝えてもらいたい。博物館は歴史美術を収蔵する観点はないため、博物館での収蔵は難しい。博物館、美術館を含め建物の老朽化が進む中、どうやって文化財を生かしていくかというビジョンを作るべき。毎回意見を挙げているが、登録制度を作ってもらいたい。登録文化財であれば、収蔵庫の整備が必要だという法的根拠につながる。県内の市町村は文化財に対する対応が鈍い。条例改正をして登録制度を作れば変わると思う。市長や教育長に直訴してでも条例改正をしてもらいたい。これだけ試掘や発掘があれば、出土品の保管場所が心配だ。法的根拠を作っていかないと、人的措置もできず対応もできない。

(委員長)

文化行政をどうするべきかというのは自治体の中で大切なことなので、担当課で大きなことを言ってもよい。教育長が文化に対してどういう方針をとるかにもよるが、担当課で伝え続けていくことが大切。

(事務局)

御指摘の内容は、社会教育課でも課題として認識している。文化財保護条例に課題が多いことも把握している。収蔵施設については、他の市施設も老朽化が進んでおり、改修の時期を迎えている。収蔵施設の確保という課題は承知しているが、費用面からも非常に難しい状況。条例改正をして法的根拠を確保することが必要なのは理解できるが、社会教育施設の整備に関しては難しい状況にある。

(委員長)

現在文化財を守っている人たちがリタイアして、担い手がなくなる状況はすぐそこまで来ている。全部を理想的に行動していくことは難しいが、状況把握を進めていくことが重要。実際に解決できるかどうかは別として実態把握をしてほしい。

(委員)

これらの検討事項がいつ実現できるかはわからないことは承知しているが、担当課が動き出さないことには何も始まらないので毎回伝えている。

(委員)

少なくとも動き出せるところから動き出したい。美術館は美術品の管理に優れているので、博物館所蔵の指定文化財だけでも美術館での管理を検討してもらいたい。

(委員長)

収蔵庫や社会教育施設の問題については継続して議論を進めていきたい。

他に質問、提案、提言がないようなので、次の報告事項に進む。

(2) 平塚市指定重要文化財の修理について (資料2) 【公開】

※非公開議事は一般には公開せず、内部資料に止めます。

(委員長)

平塚市指定重要文化財の修理について事務局より説明を願いたい。

【資料2に基づき、事務局より説明】

正福寺木造薬師如来立像の保存修理について状況を説明。令和5年4月5日に薄井委員指導のもと搬出作業を行った。妙楽寺住職による閉眼供養を行い、梱包、搬出を行った。現在は光圓美術研究所で順調に修復作業が行われているとのこと。

(委員)

修復業者とは連絡を取り合い、相談を受けながら修理にあたってもらっている。

(委員長)

修復後にお披露目等を行う予定はあるか。

(事務局)

来年、修復後に戻ってきたら展示をすることを模索中。博物館等で所蔵している絵画等もしばらく公開、展示をしていない状況にあるため、一緒に博物館での展示を検討中。

(委員)

仏像の本体は保存状態が良かったため、修理後はとてもきれいな状態になる。市内で最高級の仏像に生まれ変わる。藤原らしい特徴がある。正福寺の十二神将も、時間はかかるが、いずれは修理が必要になってくるであろう。

(委員長)

今後、状況が進み次第保護委員会で報告願う。

2 審議事項

今後の文化財指定等について【非公開】

3 その他 【公開】

資料1の12ページにある個人所有の絵画だが、委員と調査の結果、指定文化財候補にはならないものの資料的な価値があり、博物館等適切な場所での保管が望ましいと意見があった。6月中旬ごろ、所有者から寄贈したいという申し出があり、保存に適した施設で保管したく、社会教育課で寄贈を受けたいと考えている。

(事務局)

本日は貴重な御意見をありがとうございました。課題は持ち帰り一步でも前に進めるように検討する。9、10月の委員改選についてご意向をうかがったが、継続して引き受けていただけると伺った。次回の保護委員会で委嘱式を行うので、引き続きお願いしたい。

以上

※非公開議事は一般には公開せず、内部資料に止めます。